株式会社西日本シティ銀行

変動金利定期預金規定（単利型）

（2022 年 10 月 1 日以降、新規取扱中止）

１．預金の支払時期

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に支払います。

２．利率の変更

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

３．利息

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書または通帳記載の中間利払利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

Ａ 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

Ｂ 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および証書または通帳記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。以下、これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第１項により満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第４項により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計

額）との差額を清算します。なお清算に不足が生じた場合はこの預金の元金により清算します。

A 預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a ６か月以上１年未満　　約定利率×50%

b １年以上３年未満　　約定利率×70%

B 預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a ６か月以上１年未満　　約定利率×40%

b １年以上１年６か月未満 約定利率×50%

c １年６か月以上２年未満 約定利率×60%

d ２年以上２年６か月未満 約定利率×70%

e ２年６か月以上３年未満 約定利率×90%

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

自動継続変動金利定期預金規定（単利型）

（2022 年 10 月 1 日以降、新規取扱中止）

１．自動継続

（１）この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．利率の変更

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。２．および３．（１）において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定されるものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算定される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

３．利息

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書または通帳記載の中間利払利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率に 70%を乗じた利率。継続後の預金

の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に、指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および証書または通帳記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記１．（２）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

（２）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（３）この預金を定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第１項により満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第４項により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した全額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。なお清算に不足が生じた場合はこの預金の元金により支払います。

Ａ 預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

ａ ６か月以上１年未満 約定利率×50%

ｂ １年以上３年未満 約定利率×70%

Ｂ 預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

ａ ６か月以上１年未満 約定利率×40%

ｂ １年以上１年６か月未満 約定利率×50%

ｃ １年６か月以上２年未満 約定利率×60%

ｄ ２年以上２年６か月未満 約定利率×70%

ｅ ２年６か月以上３年未満 約定利率×90%

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

変動金利定期預金規定（複利型）

（2022 年 10 月 1 日以降、新規取扱中止）

１．預金の支払時期

この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．利率の変更

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

３．利息

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金を定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第１項により満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第４項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① ６か月未満	解約日における普通預金の利率
② ６か月以上１年未満	約定利率×40%
③ １年以上１年６か月未満	約定利率×50%
④ １年６か月以上２年未満	約定利率×60%
⑤ ２年以上２年６か月未満	約定利率×70%
⑥ ２年６か月以上３年未満	約定利率×90%

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

自動継続変動金利定期預金規定（複利型）

（2022 年 10 月 1 日以降、新規取扱中止）

１．自動継続

（１）この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における

当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．利率の変更

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日、２．および３．（１）において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

３．利息

（１） この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記１．（２）の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

（２） 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後に、この預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（３） この預金を定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第１項により満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第４項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① ６か月未満　　解約日における普通預金の利率
② ６か月以上１年未満　　約定利率×40％
③ １年以上１年６か月未満　約定利率×50％
④ １年６か月以上２年未満　約定利率×60％
⑤ ２年以上２年６か月未満　約定利率×70％
⑥ ２年６か月以上３年未満　約定利率×90％

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

利息分割受取型定期預金規定

（2022 年 10 月 1 日以降、新規取扱中止）

１．取引方法

（１）利息分割受取型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、利息を受取る間隔（以下「受取サイクル」といいます。）を預入時にあらかじめ指定することにより、預入日から満期日前日までの利息を分割して受取ることができます。

（２）あらかじめ指定する利息の受取サイクルは、「１か月毎」「２か月毎」「３か月毎」「６か月毎」「１年毎」の５種類から、いずれか１つ選択するものとします。

（３）この預金の作成後は、受取サイクルの変更および分割受取の中止・取消はできないものとします。ただし、自動継続方式の場合、預入期間中に次回自動継続後の受取サイクルをあらかじめ変更しておくことはできるものとします。

２．預金の種類および期間

この預金は、預入期間を１年、２年、３年、４年、５年、６年、７年、８年、９年、10 年のいずれかとする自由金利型定期預金または自由金利型定期預金（M型）の自動継続方式または満期日支払方式でお預りします。

３．利息および分割受取

（１）この預金の利息は、第１条であらかじめ指定した受取サイクル毎に、あらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

（２）利息の計算は、預入日から満期日の前日までの間に到来する受取サイクルの応当日（以下「中間利払日」といいます。）に、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数、および証書または通帳記載の利率によって行い、計算した中間利払額を分割利息として、各中間利払日に指定預金口座へ入金します。
その利息を差引いた利息の残額は、満期日以降にこの預金とともに支払います。

（３）この預金の利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

以 上

(2024 年４月１日現在)